

## 水道加入金制度等の見直しについて

亀岡市水道事業給水条例の一部が改正され、令和5年4月1日以降の給水装置工事の申込みから、水道加入金等を下記のとおり改正します。

### 1 水道加入金等の見直しについて

#### ① 給水面積加入金の廃止

給水対象敷地面積1㎡当たり 550 円(消費税込)の納付を廃止します。

#### ② 口径加入金の改正 (消費税込)

口径	改正前	改正後
13 mm	44,000 円	<b>88,000 円</b>
20 mm	88,000 円	<b>154,000 円</b>
25 mm	154,000 円	<b>275,000 円</b>
40 mm	660,000 円	<b>847,000 円</b>
50 mm	1,100,000 円	<b>1,540,000 円</b>
75 mm	2,200,000 円	<b>3,630,000 円</b>
100 mm	4,400,000 円	<b>7,150,000 円</b>
150 mm	管理者が別に定める額	
200 mm		

#### ③ 配水施設等設置負担金の改正

配水施設等工事に係る設計工事価格の5%の徴収を廃止します。

※ 水道未普及地域加入金及び旧簡易水道地域加入金は変更ありません。

### 2 施行日 令和5年4月1日

### 3 経過措置

① 施行日前(令和5年3月31日以前)に給水装置工事の申込み又は配水施設等の設置の申請があった場合の加入金については、改正前の額を適用する。

② 施行日前に配水施設等の設置の申請(開発地等)があり、引込管が設置されている場合に係る給水装置工事の新規申込みについては、改正前の口径加入金の額とする。

※ 既存開発等区域内であっても、配水管から新たに分岐して給水装置を設置する新規申込みの場合は、改正後の加入金の額を適用する。

- ③ 施行日前に設置された口径13mmの給水装置(施行日前に申込みがあり、施行日以後に設置される口径13mmの給水装置を含む)において、施行日以後に申込みがあった口径20mmの給水装置への増径に係る口径加入金については、改正前の差額である44,000円(消費税込)とする。

#### 4 お問い合わせ

ご不明な点は上下水道お客様センターへお問い合わせください。

亀岡市上下水道お客様センター

電話 0771-25-6702